

第2章 健康・福祉の分野

子育てを応援し、だれもが健やかに安心して暮らせる

未来を担う子どもたちが健やかに育つよう、**■ 施策体系**
家庭や地域社会と連携しながら、子育てのしやすい環境整備を進めます。

市民が積極的に心と体の健康づくりを進められるよう、地域に根づいた健康・長寿の保健・福祉・医療体制を充実していきます。

高齢者や障害のある人など、だれもが自由に活動できるよう、物理的、制度的、精神的な障壁を取り除き、バリアフリー*の社会を築きます。

介護などについて家庭や地域社会が課題を共有するとともに、ボランティア団体、NGO*・NPO*や民間事業者も交えて多様なニーズにこたえられる保健福祉サービスを生み出し、互いに協力し支えあう地域社会を築きます。

(基本構想「4 施策展開の方向」より)

第1節 保健福祉推進体制の充実

- (1) 地域福祉の推進
- (2) 充実した保健福祉サービスの展開
- (3) サービス利用者の権利保障
- (4) ユニバーサルデザインの都市づくりの推進

第2節 子育て支援の充実

- (1) 母子保健の充実
- (2) 安心して生み、育てられる環境づくり
- (3) 保育サービスの充実
- (4) のびのび育つ環境の整備

第3節 豊かな高齢期の実現

- (1) 社会参加と健康づくりの促進
- (2) 介護と生活支援の充実

第4節 障害者の福祉向上

- (1) 療育及び生活支援の充実
- (2) 自立と社会参加のための環境整備

第5節 健康づくりの推進と医療の充実

- (1) 健康づくりの支援
- (2) 医療の充実

第6節 食品の安全性と生活環境の向上

- (1) 食品・生活環境の安全確保対策の強化
- (2) 人と動物のふれあえる環境の整備

第1節 保健福祉推進体制の充実

現況と課題

- 近年は少子・高齢化や核家族化、女性の社会進出が進む中で、家庭や地域での育児、介護に関わる相互扶助機能が低下し、保健福祉サービスに対する需要が多様化、高度化しており、支援を必要とする市民が自分にあった福祉サービスを選択できるよう、多様な保健福祉サービスを身近な地域で提供できる体制を整備する必要があります。
- だれもが住み慣れた地域で健やかに生活できるよう、健康福祉についての人々の意識を高め、ボランティア団体やNPO*などによる地域の支え合いの活動の支援などを進めるとともに、活動しやすい環境づくりを推進することが重要です。
- 市民に身近な保健福祉体制を実現するため、各区における保健福祉サービスのネットワーク体制を確立し、利用者の利便性の向上を図るとともに、これらサービスの質を高めるため専門的な人材や機関などを充実していく必要があります。また、各行政分野の連携による総合的な保健福祉サービスの提供を進めることが重要です。
- 近年は、自己決定能力が十分でない人々の不安のない生活の保障、生活に困窮する人々の自立支援など、新しい課題への対応が必要となっており、あらゆる人々が人間らしい生活を送る権利が保障され、必要な支援を受けることのできる仕組みを充実することが求められます。
- すべての市民が、できる限り自分自身の能力を生かして地域社会で活動できる社会を実現するため、ノーマライゼーション理念の浸透を図るとともに、だれもが活動しやすいユニバーサルデザイン*の都市づくりを進めていくことが必要です。

施策体系

保健福祉推進体制の充実

- (1) 地域福祉の推進
- (2) 充実した保健福祉サービスの展開
- (3) サービス利用者の権利保障
- (4) ユニバーサルデザインの都市づくりの推進

施策展開

(1) 地域福祉の推進

① 健康福祉についての意識啓発

- 市民の健康福祉に関する意識や知識を高め、地域の支え合い活動への幅広い市民参加を推進するため、様々な機会を通じて意識啓発活動や福祉教育・健康教育を進めます。

② 地域における担い手の育成と支援

- 保健福祉に関わる人材の育成・確保を図るとともに、地域住民やボランティア、NPO*などが主体的な活動に取り組めるよう支援を進めます。

③ 地域における健康福祉環境の整備

- 健康福祉に関するボランティア団体やNPO、自治会、社会福祉法人などの関連分野の機関、民生委員・児童委員などが地域で健康福祉活動を行うためのネットワークを構築し、市民のニーズが地域で把握され適切なサービスが提供される質の高い健康福祉環境を整備します。

(2) 充実した保健福祉サービスの展開

- 保健サービスと福祉サービスを一体的に利用できるよう、各区保健センターと福祉事務所の連携を強化し、区における保健福祉サービスのネットワークを構築します。また、各種届出等の電子化を進めるなど、市民が利用しやすい環境を整備します。
- 保健福祉に関わる専門的な人材の養成・確保を強化するとともに、保健福祉関連施設の計画的な整備を推進します。
- 保健福祉施策が総合的かつ効果的に推進されるよう、保健福祉総合計画を基本として保健・医療、教育、住宅、労働、都市基盤整備など行政全般と連携をとり、その達成に努めます。

(3) サービス利用者の権利保障

① 権利擁護の仕組みの充実

- 自己決定能力が十分でない人やDV*の被害者、ホームレスなどあらゆる市民が尊厳を持って自立した生活を保障されるよう、権利擁護の仕組みを充実します。

② 利用に関わる相談・苦情処理体制の充実

- 利用者が自分に適したサービスを選択できるよう、福祉、保健、医療など関連領域と連携を図りながら、総合的な相談支援や情報提供を進めます。
- サービス利用に関わる苦情処理の迅速化を進めるとともに、第三者による苦情処理機関の設置など、利用者本位のサービスの改善に結びつける仕組みの構築を図ります。

(4) ユニバーサルデザインの都市づくりの推進

- 「障害のある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す」ノーマライゼーション理念の浸透を図り、その実現に向けて社会的条件の整備や社会活動への参加を促進するとともに、高齢者や障害者だけでなく、だれもが生活しやすいユニバーサルデザイン*の都市づくりを推進します。
- 福祉のまちづくり条例の制定や公共施設などのバリアフリー*化に取り組むとともに、市民・事業者との連携・協力による都市づくりを推進します。

第2節 子育て支援の充実

現況と課題

- 全国的には少子化が進んでいますが、本市の出生数は年間1万1千人程度（平成15年）で、出生率（人口1000人に対する出生数の割合）は10人前後と全国に比べて比較的高い水準で推移しています。
- 共働き家庭の増加や核家族化に加え、地縁の希薄化が進み多世代同居が減少する中で、育児に関わる保護者の負担感、孤立感が高まっており、育児不安や児童虐待につながるケースも生じています。そのため、妊娠・出産・育児に関わる保健サービスの充実や子育てに関する相談・学習機会の拡充、子育て支援活動の拡大、ひとり親家庭など育児の負担の大きい家庭に対する支援などを進め、安心して生み、育てられる環境を整備していくことが重要となっています。
- 本市では保育所の新設や定員増により年々増大する保育需要に対応していますが、待機児童の解消にはいたっておらず、また、小学校低学年を対象とする放課後児童クラブについても、ほぼ定員に近い状況にあります。育児と仕事を無理なく安心して両立できる、子育てしやすい環境づくりを進めるため、多様な保育サービスの展開を図ることが必要です。
- 子どもたちの健全な成長のため、児童の権利擁護の取り組みを進めるとともに、児童センターをはじめ安全な遊び場を充実し、のびのびと育つ環境を整備することが求められています。

施策体系

子育て支援の充実

(1) 母子保健の充実

(2) 安心して生み、育てられる環境づくり

(3) 保育サービスの充実

(4) のびのび育つ環境の整備

施策展開

(1) 母子保健の充実

- 妊娠・出産に関わる健康の保持、意識の向上を図るため、妊産婦の健康管理体制や相談・支援体制、周産期医療*の充実など、安心して妊娠、出産できる環境づくりを推進します。
- 乳幼児の健康診査や療育支援の充実、子どもの健康や育児について学ぶ場や相談・支援活動などを通じて親子の健やかな成長を支援するとともに、子どもの虐待発生予防の充実を図ります。
- 親と子が安心して生活できる環境づくりを推進するため、小児救急医療体制の充実を図るとともに、子どもの事故防止対策を進めます。
- 子どもから大人へと成長する思春期における心と体の健康づくりを推進します。

(2) 安心して生み、育てられる環境づくり

① 学習・相談の充実

- 出産や育児に関する不安や悩みに適切に対応するため、各種の相談事業や情報提供を充実するとともに、子育てに関する講座・教室などの学習機会を充実します。
- 保育所・地域子育て支援センター・放課後児童クラブなど公共施設を有効的に活用し、交流・相談の場の充実を図ります。

② 地域における子育て支援体制の整備

- 地域の子育て支援機能を高めるため、保育所や地域子育て支援センターなどの機能を生かし、保護者・子どもの交流活動や育児サークルなど市民による主体的な活動の支援を図るとともに、ファミリー・サポート・センター*など互助的な活動の拡大を図ります。
- 子育て・子育て環境の向上を図るため、関係機関、団体、市民などからなる子育て支援ネットワークを構築し、連携・協力体制を整備します。

③ 子育て家庭への支援

- 各種給付制度や貸付制度の適切な運用により、子育て期の経済的負担の軽減を図ります。
- ひとり親家庭に対する適切な支援を行い、子育ての負担軽減と経済的自立を図ります。

(3) 保育サービスの充実

- 保育を必要とするすべての児童が利用できるよう保育所を充実するとともに、市独自の基準による保育制度の推進などを行い、待機児童の早期解消を図ります。
- 地域の需要に応じて、低年齢児保育、一時保育、延長保育、障害児保育や病児保育などきめ細かな保育サービスを提供します。
- 保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学生の子どもたちが、放課後を過ごせる放課後児童クラブの整備充実を図ります。

(4) のびのび育つ環境の整備

① 子どもの権利を守る環境の整備

- 子どもの権利についての意識啓発活動を推進するとともに、里親制度や児童養護施設などの充実を図り、子どもたちが安心して暮らせるための取り組みを進めます。
- 児童相談所を中心に関係機関と連携しながら、児童虐待の防止・予防、早期発見、早期対応などの体制を充実していくとともに、学校・保健所・こころの健康センターなどにおいて、ひきこもり対策の充実を図るなどにより、子どもたち一人ひとりの意見や権利が尊重される体制を整備します。

② 子どもたちが安心して過ごせる場の整備

- 子どもたちの交流、成長の場となる児童センターの充実、様々なスポーツ・レクリエーション機会の拡充などにより、子どもたちの年齢に応じた多彩な活動の場の提供を進めます。

第3節 豊かな高齢期の実現

現況と課題

- 少子高齢化が進むにつれ、高齢者福祉が大きな課題となっていますが、高齢者世代は被扶養者であるという固定観念にとらわれない「活力ある高齢化（アクティブ・エイジング）」の概念が広がりつつあります。高齢者世代が長い人生で培った経験や知識を生かし、社会を支える主体として生き生きと活動できるよう、社会参加の機会や健康づくりの機会の拡充が重要となっています。
- 介護については今後、本市では急速に高齢化が進み、特に要介護の割合が高い「後期高齢者（75歳以上）」の増加率が前期高齢者を上回る勢いとなることが予測されることから、後期高齢者人口の増大に対応した体制を整備することが重要となっています。
- 介護保険制度が開始された平成12年度以降、事業者登録数は着実に増加しており、介護サービスの基盤も整いつつありますが、今後、介護需要の見通しに合わせながら多様なサービス主体との連携を進め、その質・量を確保する必要があります。同時に、介護予防活動に力を入れていくことも重要であり、若い時からの健康づくりに対する意識啓発や機能訓練及び介護予防教室の充実などを図ることが必要です。また、高齢者のみの世帯や一人暮らしの高齢者も増加しており、安心して自立した生活を送ることができるよう、日常生活を支援する各種サービスの充実、良質な住宅の提供が求められます。

施策体系

豊かな高齢期の実現

(1) 社会参加と健康づくりの促進

(2) 介護と生活支援の充実

施策展開

(1) 社会参加と健康づくりの促進

① 参加機会と交流活動の拡大

- 高齢者が知識や経験、関心を生かして活動できるよう、ボランティア活動などの場や機会、情報を提供します。
- 高齢者の生涯学習活動機会の拡充、スポーツ・レクリエーション活動の支援及び全国健康福祉祭（年輪ピック）への参加を進めるとともに、地域における多様な交流の場や機会を充実します。

② 就業機会の提供

- シルバー人材センターの機能向上による就業機会の提供・開拓や高齢者雇用に関する相談・広報の充実を図ります。

③ 健康づくり・介護予防活動の支援

- 高齢者の健康保持と介護予防のため、高齢者に適したスポーツなどの普及や健康についての学習機会の提供を進めます。

(2) 介護と生活支援の充実

① 介護サービスの充実

- 介護を必要とする高齢者が自分にあったサービスを利用できるよう、多様なサービス主体との連携を進め、介護保険による各種居宅・施設サービスの供給量の確保及び質の向上を図ります。
- 介護サービスに関わる専門人材の育成・確保を図ります。
- 介護者の心身の負担を軽減するための取り組みを推進するとともに、介護に関わる情報提供・相談支援体制の整備充実を進めます。

② 介護保険制度の円滑な運営

- 今後、介護給付費の増大が見込まれることから、介護給付の適正化に向けた取り組みの推進に努めます。
- 介護を必要とする高齢者が、自身の状況に応じた適切なサービスを利用できるよう、ケアマネジメント*の充実を図ります。

③ 家庭や地域での生活の支援

- 高齢期を迎えた市民が住み慣れた地域の中で、安心して暮らすことができるよう、虐待を受けている高齢者の早期発見や支援を含めた地域ケア体制の構築を進めます。
- 家事の支援や配食サービスなど、日常生活を支援するサービスを充実します。
- 緊急通報システムの機能強化による24時間受付窓口を整備するなど、一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯などの不安や緊急事態に対応する仕組みづくりを進めます。
- 優良賃貸住宅*の供給など高齢者向け住宅の提供を図るとともに、高齢期にふさわしい住まいづくりのための個人住宅の改造を支援します。

第4節 障害者の福祉向上

現況と課題

- 本市の身体障害者手帳及び療育手帳の所持者数、精神障害者保健福祉手帳の認定数はいずれも増加傾向にあり、障害の重度・重複化が進んでいます。また、障害者と介護者の高齢化が進んでおり、住み慣れた地域で生涯を安心して暮らせるための体制づくりが一層重要な課題となっています。
- 保健・医療と教育、就労など関連分野との連携を図りながら、障害のある人が住み慣れた地域で、できる限り自立した生活が営めるよう、乳幼児期から高齢期にいたるまでの様々な生活支援のためのサービスを充実することが必要です。
- 本市では、ノーマライゼーションの理念の基に障害のある人も共に社会の一員として活動できる都市づくりを進めていますが、今後とも、教育や就労、生涯学習活動などの機会をより充実し、障害者自身が主体的に選択できる条件整備を進めていくとともに、障害者に対する社会的、心理的、物理的な障壁を除去するための取り組みを進めることが重要です。

施策体系

障害者の福祉向上

(1) 療育及び生活支援の充実

(2) 自立と社会参加のための環境整備

施策展開

(1) 療育及び生活支援の充実

① 療育の充実

- 乳幼児発達健康診査から療育につながるシステムの構築を進めます。また、障害児の発達を支援するため、身近な地域で早期療育が受けられるよう、専門的療育機関の充実を図ります。
- 障害児の療育に関連して、幼稚園・保育所と専門的機関との連携を進めます。

② 保健・医療とリハビリテーションの充実

- 障害の早期発見・早期治療体制や個々の障害の状態に応じた適切な保健医療サービスが受けられるよう体制の整備を図るとともに、障害の軽減を図り、障害のある人の自立を促進するための地域リハビリテーション体制の整備を進めます。

③ 生活の場の確保

- 在宅障害者が地域の中で安心して快適な生活を過ごせるよう、福祉サービスの充実を図ります。
- 障害者の生活に対応した居住の場を確保するため、生活ホーム*、グループホーム*などの設

置を促進するとともに、自立訓練や授産活動のための各種施設の充実を図ります。

(2) 自立と社会参加のための環境整備

① 教育の充実

- 障害のある児童生徒の能力や可能性を伸ばすため、障害児の教育を充実します。

② 就労の支援

- 事業所などに対し障害者雇用の意識啓発を進めるとともに、関係機関との連携の上、障害者の就労に向けた訓練指導を充実します。また、障害者の就労の場の確保を図ります。

③ スポーツ・文化活動の促進

- 障害の有無や障害の種別・程度を超えて交流し、それぞれが理解を深め、自己実現を図ることができるよう、各種スポーツ・文化活動の機会を充実し、障害者の社会参加を進めます。

④ 活動しやすい環境の整備

- 障害のある人となない人が共に理解を深める意識啓発活動や交流活動を充実します。
- 相談員制度や相談事業をはじめ、障害者の生活や福祉サービスに関わる相談を身近な地域で受けられるよう、生活支援センターの設置やケアマネジメント*体制の整備に努めます。また、情報通信技術の活用、普及を通じて、サービス利用などに関わる利便性の向上を図ります。
- ホームヘルパーや手話通訳者など、障害者の活動を介助する人材の養成を図るとともに、その活動を支援します。

第5節 健康づくりの推進と医療の充実

現況と課題

- 本市では、医療機関と連携した健康診査や各種検診の充実に努めていますが、人口の高齢化や食生活の変化、運動不足などのライフスタイルの変化に伴い、心臓病や脳卒中、糖尿病など生活習慣病が増加しています。また、心の健康や新たな感染症も重要な問題となっており、今後とも、市民一人ひとりの健康づくりを支援し、疾病の予防対策を強力に推進していくことが必要です。
- 政令指定都市への移行に伴い、本市では保健所・こころの健康センター・各区保健センターを設置し、保健サービスを身近に利用できる体制を整備しました。また、市内には約800の病院や一般診療所、約600の歯科診療所があり（平成17年6月30日現在）、地域医療の重要な役割を担っています。今後は保健所・こころの健康センター・各区保健センターにおける地域保健サービスの充実に努めるとともに、市民が等しく身近なところで適切な医療が受けられるよう、市内にバランスよく医療機関が整備されるよう努め、医療提供体制の地域的な均衡を図る必要があります。また、人口の高齢化や社会環境の変化に伴い、医学的リハビリテーションの需要が増大しており、その対応も重要になっています。
- 市立病院は17の診療科目と567の病床数を持ち、周産期の母子医療をはじめ高度で専門的な医療、救急医療なども担う地域の基幹病院となっています。今後は、病院と診療所及び病院間の連携と役割分担の推進、基幹病院としての市立病院の機能向上を図りながら、効率的な医療提供体制を整備していくことが重要です。

施策体系

健康づくりの推進と医療の充実

(1) 健康づくりの支援

(2) 医療の充実

施策展開

(1) 健康づくりの支援

① 健康についての意識向上

- 一人ひとりの個性や年齢に応じた身体や心の健康の維持、増進を支援するため、地域、学校、職場における健康教育・意識啓発を進めるとともに、相談体制を充実します。
- 市民や民間団体などが健康づくりに取り組みやすいよう、健康関連情報を提供します。

② 疾病予防対策の充実

- 保健所・保健センターの機能を高め、生活習慣病をはじめ疾病予防のための教室や相談指導を充実します。

(2) 医療の充実

① 地域医療提供体制の充実

- 市民がいつでも適切な医療を受けることができるよう、各医療機関の機能連携と機能分担を明確にしながら、在宅医療の支援、身近な医療から高度な医療までの体制整備などを進めます。
- 地域的均衡に配慮した医療機関や病床の整備を進めるとともに、回復期リハビリテーションなど市内に不足している医療機関の整備を促進します。
- 地域の基幹病院の役割を担う市立病院の整備充実を図り、質の高い医療サービスを提供します。
- 緊急時における患者の症状に応じた適切な医療を提供するため、小児救急を含む救急医療体制の一層の充実を図ります。また、災害時の医療の体制を充実します。

② 医療についての情報提供の充実

- 地域の医療機関の所在、休日・夜間診療の体制など、医療機関についての情報をわかりやすく入手できるよう、情報提供サービスを充実します。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第4部



第6節 食品の安全性と生活環境の向上

現況と課題

- 食品や生活環境に関する問題は、市民生活に大きな影響を与えます。近年では、広域流通加工食品や健康食品などの安全性に関わる問題、不正医薬品の流通問題、シックハウス*などの室内空気環境に関する問題が増えており、身体に深刻な影響を与える健康被害問題への対応が強く求められるようになっていきます。そのため、監視・検査体制の充実や衛生対策の強化により、市民の健康的な暮らしを確保していく必要があります。
- 動物の飼育にまつわる問題などへの対応を進めるため、動物愛護思想の啓発を図るとともに、飼育についての正しい知識の普及に努める必要があります。

施策体系

食品の安全性と生活環境の向上

(1) 食品・生活環境の安全確保対策の強化

(2) 人と動物のふれあえる環境の整備

施策展開

(1) 食品・生活環境の安全確保対策の強化

- 食品や医薬品、住まいの環境などに起因する健康被害を防止するため、監視・検査体制を強化するとともに、市民への情報提供や相談体制を充実します。また、事業者に対してHACCP*（危害分析重要管理点方式）などによる衛生管理手法の導入を推進します。

(2) 人と動物のふれあえる環境の整備

- 動物愛護に対する意識の高揚を図り、また動物が適切に飼育管理されるよう指導に努めます。
- 動物由来感染症に関する知識の普及啓発を図ります。